

【保証会社利用による特約事項】

借主（乙）が本契約に定める義務を任意に履行しないため、貸主（甲）が

保全権による訴訟手続き又は強制執行手続きをとることを余儀なくされた場合、

借主（乙）はこれによって貸主（甲）がこうむった損害（弁護士費用及び訴訟費用

を含むがこれに限られない）を直ちに賠償する責を負う。

